

24 不当労働行為

労働組合法は、労働者の団結権や団体交渉権を守るため、使用者の次のような行為を不当労働行為として禁止しています。

① 不利益取扱い(労組法第7条第1号)
労働者が、①労働組合の組合員であること、②労働組合に加入したこと、③労働組合を結成しようとしたこと、④正当な組合活動をしたこと、のいずれかに当たることを理由に、使用者が労働者に対し、解雇などの不利益な取扱いをすること。
② 黄犬契約(同法第7条第1号)
使用者が労働者に対し、労働組合に加入しないこと、あるいは労働組合から脱退することを雇用の条件にすること。
③ 団体交渉の拒否(同条第2号)
使用者が、労働組合と団体交渉をすることを正当な理由がないのに拒否すること。
④ 支配介入(同条第3号)
使用者が、労働組合に加入しようとする労働者に、入らないように勧めるなど、労働組合の結成やその内部運営を支配したり、干渉したりすることをいいます。
⑤ 経費援助(同条第3号)
使用者が労働組合の活動に必要な経費を援助することをいいます。
⑥ 労働委員会の手続き関与を理由とする不利益取扱い(同条第4号)
労働者が、労働委員会に不当労働行為の申立てをしたことや、労働委員会の調査や審問などの際に、労働者が証拠を提出したり発言したことを理由に、使用者が解雇などの不利益な取扱いをすることをいいます。

不当労働行為の救済

使用者から不当労働行為として禁止されているような行為がなされ、しかも当事者のみでの解決が困難である場合には、労働組合又は労働組合員は、労働委員会に不当労働行為救済申立てを行うことができます。

労働委員会は、事実関係を審査の上、使用者の行為を不当労働行為であると判断した場合、使用者にその行為の是正を命ずる救済命令を出します。(労組法第27条の12第1項)